

受付

41.6.13

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、七
の翌日)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可
昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

(定価二部二ヶ月三百円(送料を含む。))

- 目次
- ◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則
 - ◇告 示 境界変更に伴う当該市町の人口
家畜伝染病予防法によるひな白痢検査等の実施
 - ◇運営告示 選挙管理委員会の招集
 - ◇教委告示 定例教育委員会の招集
 - ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施
質屋営業法による聴聞の実施

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の2の四中「五坪」を「一六・五平方メートル」に改める。
別表第一の一の4の【中】「二坪の範囲内で二坪当たり」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百九十七号

昭和四十一年五月一日の鳥取市と八頭郡郷家町との境界変更に伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項第二号の規定による当該市町の人口は、次のとおりとする。

昭和四十一年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥 取 市 一〇八、八三一人

八頭郡郷家町 一〇、四二〇人

鳥取県告示第二百九十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ひな白痢検査、ニューカッスル病予防注射、豚丹毒予防注射、流行性脳炎予防注射、ピロプラズマ病検査及びたに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛、豚又は鶏の所有者に対して、検査、注射又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十一年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢、ピロプラズマ病、ニューカッスル病、豚丹毒及び流行性脳炎予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

六月	十五日	河原町	
六月	十六日	船岡町	
六月	十七日	河原町	
六月	十八日	船岡町	
六月	二十日	船岡町	
六月	二十一日		
七月	四日	名和町	神田検診場
七月	五日		
七月	六日	中山町	高橋
七月	七日		二本杉
六月	三十日		大中尾
六月	十三日	日南町	上坂
六月	十四日	江府町	下蚊屋
六月	十五日	溝口町	岩立
六月	十六日	江府町	御机
六月	十七日	日南町	細谷、笠木
六月	十八日	江府町	美用
六月	二十日	日野町	豊栄
六月	二十一日	江府町	栗尾
六月	二十二日	日南町	中萩、阿尾線
六月	二十三日	江府町	小原
六月	二十四日	江府町	富市

六月	二十五日		池之内
六月	二十七日	日南町	花口、東の原
六月	二十八日		豊栄
六月	二十九日		豊栄、中津合
六月	三十日		細谷、笠木
六月	十三日	三朝町	大谷
六月	十四日		木地山
六月	十五日	倉吉市	富海
六月	十六日		上大立
六月	十七日	関金町	大河原
六月	二十八日	中山町	庄田
六月	二十九日		大中尾
六月	十三日	岩美町	各豚舎巡回
六月	十四日	鹿野町	
六月	十五日	国府町	
六月	十六日		
六月	十七日	青谷町	
六月	十八日	鳥取市	
六月	二十日		
六月	二十一日		
六月	二十二日		
六月	二十三日		

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射
種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏
- 2 ビロプラズマ病検査及びびに駆除
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 3 豚丹毒予防注射
豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 4 流行性脳炎予防注射
繁殖用種豚
- 5 検査、注射及び駆除の方法
- 6 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応
- 7 ニューカッスル病予防注射 ニューカッスル病予防液皮下注射
- 8 流行性脳炎予防注射 流行性脳炎予防液皮下注射
- 9 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液皮下注射
- 10 ビロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 11 びに駆除 BHC散布

別表 流行性脳炎予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
六月十三日	鳥取市	各豚舎巡回
六月十四日		
六月十五日		

六月	十六日		
六月	十七日		
六月	十八日	福部村	
六月	二十日	気高町	
六月	二十一日	鹿野町	
六月	二十二日	国府町	
六月	二十三日		
六月	二十四日	岩美町	
六月	十三日	北条町	
六月	十四日		
六月	十六日	大栄町	
六月	十七日		
六月	十八日	倉吉市	
六月	十九日		
六月	二十日		
六月	二十一日	東伯町	
六月	十三日	船岡町	
六月	十四日		
六月	十五日	若桜町	
六月	十四日	智頭町	

ひな白痢検査及びニューカッスル病予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
六月十三日	溝口町	各種鶏場巡回
六月十四日	船岡町	
六月十五日		

二十四日	気高町	〃
二十五日	福部村	〃
二十七日	気高町	〃
二十一日	船岡町	〃
二十二日	〃	〃
二十三日	郡家町	〃
二十七日	〃	〃
二十八日	河原町	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和四十一年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

- 一 日時 昭和四十一年六月十三日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
- 三 議題 選挙人名簿調製に関する一斉調査について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十一年六月七日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

- 一 日時 昭和四十一年六月十日 午後一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 1 県スポーツ振興審議会委員の任命について
2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年六月七日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

- 一 聴聞の期日及び場所
昭和四十一年六月二十三日 午前十時から
鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)
- 二 聴聞当事者の住所及び氏名
1 気高郡気高町大字勝見六八二の一四 山 尾 輝 男
2 倉吉市明治町一〇一七 河 田 恵 美 子

鳥取県公安委員会告示第二十一号

質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)第二十六条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

- 一 聴聞の期日及び場所
昭和四十一年六月二十三日 午前十時から
鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内(県庁七階)
- 二 聴聞当事者の住所及び氏名
1 八頭郡智頭町大字智一六三六 金 児 千 代 子
2 八頭郡智頭町大字智頭一七〇〇 梶 川 伝 次

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵